

## 第14章 オフサイト・モニタリング（第11章第2節、第12章第1節Ⅱ参照）

### Ⅰ オフサイト・モニタリングの意義

金融機関の健全性等のチェックは、実地検査（オンサイト）においても行われるが、経済・金融構造の変化、金融技術の高度化等により、金融機関の市場リスク、信用リスク等の経営リスクが高まっていること等に鑑みれば、検査と検査の間における健全性等の状況を把握するオフサイトでのモニタリングが欠くことができない。

### Ⅱ リスク関連情報の報告徴求

モニタリングにおいては、銀行法第24条第1項等に基づき、金融機関のトレーディング業務、バンキング業務に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について、各種リスクの顕在化速度に応じた頻度（週次、月次、四半期、半期）で報告を求め（資料14-1参照）、分析するとともに、各金融機関にそのフィード・バックを行っている。モニタリングの対象機関については、平成11年6月の全国銀行、協同組織金融機関をはじめとして、順次拡大を進め、14年4月において、全ての預金取扱金融機関及び保険会社、証券会社まで対象を拡大した。

なお、報告計数については、各金融機関自らの経営判断と創意工夫により構築している内部管理システムにより算出されるVaR（バリュー・アット・リスク）等の管理指標であり、この計数がモニタリング・システムの入力データとなっている。

#### 【報告徴求開始時期】

全国銀行、協同組織金融機関の中央機関（11年6月）

子会社信託、外銀信託（12年9月）

信用金庫、信用組合（12年9月）

外国銀行在日支店（13年4月）

生命保険会社、損害保険会社（13年4月）

労働金庫（13年12月）

信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会（13年12月）

証券会社（14年4月）

### Ⅲ モニタリングの実施

リスク情報等に関するモニタリングについては、システムを活用した報告計数の精査・分析やヒアリング等の方法により、金融機関の経営状況を総合的かつ定量的に分析し、各金融機関の健全性の状況を把握することにより、問題を早期に発見することを目的としている。

モニタリングにおいて把握する各種リスクの内容は以下のとおりである。

#### ① 市場リスク

金利、為替、株価等の市場リスク要因が変動することにより、保有する金融商品の時価が変動するリスクについて報告を求めることにより、金融機関の経営に対し市場の変動が与える影響等について把握する。

② 流動性リスク

金融機関の資金調達、運用等の状況について報告を求めることにより、金融機関の資金繰り等について把握する。

③ 信用リスク

与信情報や大口融資等について報告を求めることにより、金融機関の経営に対し、取引先の倒産による債務不履行がもたらす影響等を把握する。

モニタリングにより金融機関の健全性について把握するとともに、金融機関が的確な改善策を講じるよう、決算情報やリスク情報等における分析結果のフィードバック等を通じ、経営陣に対する情報発信などの働きかけを行っているところである。

金融庁としては、金融機関の健全性の確保及び金融システムの安定に向け、今後ともオフサイト・モニタリング等を的確に実施していくこととしている。